

監査対象団体	公益財団法人 山梨県青少年協会
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課(出資金、補助金、公の施設管理)、子育て支援局 子育て政策課(公の施設管理)
監査実施日	令和2年9月16日 令和3年1月26日
	監査の結果
<b>[指摘事項]</b> 産業廃棄物収集・運搬、処理業務委託契約について、次のとおり不備があった。 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3において、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し保存しなければならぬとされているが、行われていないものがあった。また、同法施行令第6条の2において、委託契約は書面により行うこととされているが、処分業者との契約が締結されていなかった。(愛宕山少年自然の家)	講じた措置(又は今後の方針等)
②同法施行令第6条の2において、委託契約書には環境省令で定める書面を添付することとされているが、収集・運搬業者の許可証の写しが付されていないものがあった。(青少年センター)	①(発生原因の検証結果) 当該法令に基づく各種手続きに関して、認識がなかった。また、廃棄物収集運搬業者との委託契約が、処理を含むすべての契約を包括すると錯誤していた。 (措置の対応状況等) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを確認し保存した。また、産業廃棄物処理の委託を行う際は、処分業者とも直接契約を行うよう徹底した。 (再発防止策) 今後、契約締結にあたっては、関係法令等の確認を行うと同時にチェック体制を強化し、再発防止に努める。
<b>(指導事項)</b> 1 公益財団法人山梨県青少年協会処務規程において、指定管理業務が終了している「科学館」が削除されていた。	②(発生原因の検証結果) 契約時に収集・運搬業者の許可証を添付するという認識がなかった。 (措置の対応状況等) 収集・運搬業務委託の契約書に収集運搬業許可証の写しを添付した。 (再発防止策) 今後は、当該事務処理に関連する法令に精通し、事務処理の不備がないよう徹底する。
2 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 平成28年度施設利用に係る電気料負担金 100,000円	1(発生原因の検証結果) 指定管理者変更の際に行った事務手続きの中から処務規程の改正が漏れてしまっていた。 (措置の対応状況等) 今回の指摘に基づき、令和3年1月1日付で処務規程の改正を行った。 (再発防止策) 規程の定期的な確認を行うと同時にチェック体制を強化し再発防止に努める。 2(発生原因の検証結果) 定期的に請求書を送行し、納付を促していたが、債務者側からの支払いがなかった。

	(措置の対応状況等) 未収金は、令和2年8月25日に回収済みである。 (再発防止策) 今後、電気料負担者側の責任者をあらかじめ確認しておく。また、未収金回収の期限を設け長期未収金が発生しないよう努める。
3 公益法人会計基準の運用指針に示されている正味財産増減計算書内訳書の様式が、平成30年6月に一部改正されたが、追加された科目である「他会計振替前当期一般正味財産増減額」が記載・計上されていなかった。	3(発生原因の検証結果) 公益法人会計基準の運用指針に示されている正味財産増減計算書内訳書の様式が変更されたことを認識していなかった。 (措置の対応状況等) 指摘を受けた部分について、確認し訂正を行った。 (再発防止策) 今後、公益法人会計基準等について、最新の法改正等の情報入手し、事務処理に不備がないよう徹底する。

監査対象団体	学校法人 看護学園
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和2年11月10日
	監査の結果
<b>(指導事項)</b> 1 補助対象経費となる固定資産(備品)の取得において、見積合わせ後に判明した数量不足に係る新たな見積合わせを行わず、不足分を含めた数量で契約されていたものがあった。	1(発生原因の検証結果) 見積合わせ後に追加で1台必要となり、同額で購入してしまったが、見積額と同額であれば必要ないと安易に判断してしまった。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 今後は同様な事案への対応は、経理規定を遵守して執行するとともに、チェック体制の強化に努める。
2 経理規程第12条第2項に「会計伝票は、所定の手続きにより起票者及び経理責任者が押印のうえ、証拠を添付して第7条に定める経理総括責任者の承認を得なければならぬ。」と定められているが、振替伝票において、規定の処理が行われていなかった。	2(発生原因の検証結果) 振替伝票は主に決算手続きで使用するが、令和2年に財務担当者が新任となったため、決算処理に集中したことにより、承認手続きを失念してしまった。 (措置の対応状況等) 監査後直ちに、起票者及び経理責任者が押印のうえ、証拠を添付して経理総括責任者の承認を得た。 (再発防止策) 会計処理にあたっては、本校の経理規程を遵守するよう職員に徹底する。

監査対象団体 <b>やまなし県民文化祭実行委員会</b>	
所管部(局)課 観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和2年10月16日 令和3年1月28日
監査の結果	
<b>(指導事項)</b> 1 やまなし県民文化祭開催費補助金交付要綱第6条に、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、知事の承認を受けなければならないと定められているが、総合舞台の中止に伴う事業内容の変更承認を受けていなかった。	1 (発生原因の検証結果) 事務局担当者の補助制度に関する認識不足と、事務局内のチェックが機能しなかったことによる。 (措置の対応状況等) 担当者の補助制度に関する専門知識を高めるための研修を行うとともに、補助制度や財務規則に則った事務処理の徹底を図った。 (再発防止策) 所管課と事務局それぞれで事務を行う担当者が重複しないよう体制を見直し、チェック機能の強化を図るとともに、毎年度研修を行う。
2 総合舞台部門の受取利息について、収入伺いが起票されていないものがあった。	2 (発生原因の検証結果) 事務局担当者の会計制度の認識不足に加え、事務局内のチェックが機能しなかったことによる。 (措置の対応状況等) 担当者の財務に関する専門知識を高めるため、研修を行うとともに、補助制度や財務規則に則った事務処理の徹底を図った。 (再発防止策) 副担当者による二重チェックを徹底するとともに、所管課が使用しているチェックリストを活用し再発防止を図る。
<b>(意見)</b> 会計処理は県財務規則に準じて行うものとされているが、事務局職員が行った会計処理については、契約書等の支出証拠書類がないもの、提出された請求書の検査・検収が行われていないもの、支出伺いの決裁を受けていないものが多数あり、また、運営委員が行った会計処理についても、見積合わせや随意契約理由書の作成が行われおらず、県財務規則に準じた適正な会計処理となっていないことがあった。 更に、所管課担当職員と事務局職員が同一であり、補助金の実績報告書等について厳格なチェックが行われていなかった。 所管課においては、実行委員会における県財務規則に準じた会計処理の適正性の確保に努めるとともに、所管課担当職員と事務局	所管課と事務局それぞれで事務を行う担当者が重複しないよう体制を見直し、チェック機能の強化を図るとともに、毎年度担当者の補助制度、会計事務に係る研修を実施する。 運営委員が行う事務については、適正な会計処理が図られるよう事務局で会計事務マニュアルを作成し、契約や支払などの具体的な事務処理に係る確認、指導を行う。

職員が重複しないようチェック体制を見直すなど内部統制の充実・強化に努められたい。	
監査対象団体 <b>アドブレーション・共立・NTTフアンタインズ共同事業体</b>	
所管部(局)課 観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和2年10月20日
監査の結果	
<b>(指導事項)</b> 山梨県立県民文化ホール利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第20条第2項に「現金を収納したときは、館長が金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない。」と定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れられていなかった。	(発生原因の検証結果) 要綱制定当時は、現金収入が主流であったが、現在は、口座振込が主流となっており、現金の扱い額が減少している。このため、要綱の改定を行わずに、ある程度金額がまとまるまでの間、事務室内の金庫に保管してから金融機関に預け入れる方法が常態化していた。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 収納した金額が3万円に達するまで、7日間分までの金額を取りまとめて払い込む事ができるとの、山梨県財務規則に準じた内容に事務取扱要綱を改定したうえで、これを遵守する。
講じた措置(又は今後の方針等)	
<b>(指導事項)</b> 指定管理事業に係る費用(施設賠償責任保険料、中退共掛金等)が他事業に計上され、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上されていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 指定管理業務初年度に当たり、区分経理するための指定管理専用の預金通帳と資金を用意したが、急を要する支払いについては、本部会計で支払いを行った。 これについて指定管理の会計から本部会計への正確な振替に欠けたところがあった。 (措置の対応状況等) 指定管理に係る収支は、指定管理専用の預金通帳により管理する原則を徹底するとともに、やむを得ず本部会計により処理したものは、金額を精査し期日を定めて振替を行うこととした。 (再発防止策) 指定管理に係る会計規程を整備し、指定管理施設に担当者のほか経理責任者を置き金額を精査することとした。
監査対象団体 <b>合同会社 カチエール</b>	
所管部(局)課 福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和2年9月18日
監査の結果	
講じた措置(又は今後の方針等)	

監査対象団体	株式会社 栢榎屋
所管部(局)課	農政部 食糧花き水産課
監査実施日	令和2年11月19日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>1 山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書において、「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」とされているが、経理処理に関する規程類が作成されていないかった。</p> <p>2 山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書において、「急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合は、救護及び関係部署への速やかな通報、事故報告を行うこと。」とされているが、県への通報及び書面での報告までに日数を要した事案があった。</p>
	<p>1 (発生日の検証結果) 会社として経理規程を作成していなかった。(措置の対応状況等) 経理規程を作成した。 (再発防止策) 管理運営業務仕様書の内容について再度確認を行い、仕様書に則った管理運営業務となるよう必要な事項があれば措置を行う。</p> <p>2 (発生日の検証結果) 急病人や災害その他の事故等により病人やけが人が発生した場合の連絡体制が整っていないかったため、県への通報等が遅延した。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 連絡体制を整備するとともに、対応マニュアルを作成し、職員に徹底した。</p>

監査対象団体	株式会社 かいすた
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課、観光文化部 観光資源課
監査実施日	令和2年11月27日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>事業報告書の管理業務に係る収支決算において、次のとおり不備があった。(富士川観光センター) ①収入について、テナント使用者に係る光熱水費及び燃料費の負担金が計上されていなかった。 ②光熱水費及び燃料費の支出について、自主事業として実施している切り絵の森美術館の常設館である道の駅ギャラリーの電気使用料及び灯油使用料が計上されていた。</p>
	<p>(発生日の検証結果) ①テナント使用者(自主事業の再委託先)に係る光熱水費及び燃料費の負担金を誤って、指定管理業務に係る費用として経理処理してしまっただ。 ②指定管理業務に係る光熱水費及び燃料費の支出について、誤って計上の必要のない自主事業も含めて経理処理してしまっただ。(措置の対応状況等) 自主事業に係る光熱水費及び燃料費について、自主事業として経理処理を行うとともに、収支報告決算書の収入及び支出額から除外することとした。 (再発防止策) 指定管理業務とそれ以外の業務との区分けに留意しつつ、正確な収支決算報告を作成するとともに、複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象団体	笛吹川フルーツ公園 ぶねジメソルトグループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	令和2年11月12日 12月21日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)	<p>1 指定管理者で経理事務を担当する代表団体の経理規程第25条に「収納した金銭は滞りなく金融機関に預け入れる」とされているが、果樹振興事業に係る収入金について、売上収納日から金融機関に預け入れるまで遅延しているものがあった。</p>
	<p>1 (発生日の検証結果) 令和元年度上期において、代表団体の規定に準ずるといった内規がなかったことから、収入金額が多額でなかったため半期毎での預け入れを考慮しており、果樹振興事業に係る収入金を金融機関に預け入れるまでに遅延が生じた。 (措置の対応状況等) 下期以降、その後の管理運営においては遅延なく収入金を金融機関に預け入れられている。 (再発防止策) 収入金は、収納後一番早い金融機関集金日に集金してもらえよう収納当日に入金伝票を作成し、帳票も記載すると同時にチェック体制を強化し再発防止に努める。</p> <p>2 (発生日の検証結果) 令和元年度上半期において代表団体の規定に準ずるといった内規がなかったことと有料施設の利用件数が少なかったこと、収納から金融機関への預け入れまでが短期だったことから、利用料金収入金において、出納帳作成は不要と考慮しており、収納から金融機関預け入れまでを記録する出納帳を作成していなかった。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 監査での指摘以降、速やかに利用料金出納帳を作成した。今後は、現金については利用料金出納帳との残高を日々照合し管理する。</p>

監査対象団体	フナニシ山梨(佳川)グループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	令和2年9月29日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>1 事業報告書の管理業務に係る収支決算における農林業体験について、年数回開催される比較的大規模なイベントに係る収入については報告されていたが、日常的に開催される小規模なイベントに係る収入については報告されていないかった。</p>
	<p>1 (発生日の検証結果) 日常的に開催される小規模なイベントについては材料費のみ実費で徴収していたため、事業報告書の農林業体験事業として収入及び支出を反映していなかった。 (措置の対応状況等) 令和2年度事業報告書より、日常的に開催さ</p>

その他

● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和三年六月二十八日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 内 藤 広

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル無線設備更新工事
  - 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで
  - 3 工事概要 基地局無線装置更新 四基 車載型無線装置更新 四基 携帯型無線装置更新 二基
  - 4 工期 令和三年七月二十一日から令和四年三月十五日まで
  - 5 予定価格 二千四百五万七千円（税込み）
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和三年七月五日（月）から同月九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<http://www.fruits.jp/~karisaka/nyuusatujouhou.html>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和三年六月二十八日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 内 藤 広

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル無停電電源装置更新工事
  - 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内
  - 3 工事概要 無停電電源装置更新（入出力盤・蓄電池含む） 一ユニット 直流電源装置更新 一ユニット
  - 4 工期 令和三年八月五日から令和四年三月十五日まで
  - 5 予定価格 八千二百三十三万五千元（税込み）
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和三年七月五日（月）から同月九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

<p>2 経理規程第25条に「収納した金銭は遅滞なく金融機関に預け入れるものとする」と定められているが、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあるなど、入金処理が遅滞していた。</p>	<p>れる小規模なイベントについても収入及び支出を反映する。                  (再発防止策)                  毎月のイベントに係る収支を月末に集計し、指定管理施設の長と本社で確認した上、漏れがないよう徹底する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)                  催事の売上金の預入先口座を変更した際、新たな預入先口座の検証に時間を要してしまい、収納日から3ヶ月を経過して入金されているものがあった。                  (措置の対応状況等)                  預入先口座の決定後、収納した売上金は1ヶ月以内に預入を行うよう徹底した。                  (再発防止策)                  現金取扱マニュアルの内容を本社経理部と公園スタッフで再度精査、確認した。                  また、当該マニュアルに基づき、売上金預入後、現金出納帳及び通帳控えを翌月5日までに本社経理部に報告するよう徹底する。</p>
--	---

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ  
(<http://www.fruits.jp/karisaka/nyuusatujouhou.html>) において配布する一般競  
争入札公告、設計図書等による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番